

生活困窮者一時生活支援事業等の事業内容及び過去5年間の実施状況

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
利用人数 (人)	24	17	25	16	14
利用日数 (日)	245	131	303	232	331
決算額 (円)	1,471,000	731,000	1,822,000	1,272,000	2,159,000

- 経緯

平成14年(2002年)8月に施行されました「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に基づき、平成16年(2004年)1月からホームレス緊急一時宿泊事業を開始しました。大阪府内を4つのブロックに分け(大阪市を除く)、管内のホームレスの方の支援策としてきましたが、平成27年(2015年)4月に生活困窮者自立支援法が施行されたのに伴って、同法の一時生活支援事業として再編成されました。大阪府内を2つのブロックに分け(大阪市を除く)、本市は大阪府・市町村ホームレス自立支援推進協議会北大阪ブロック(吹田市・豊中市・池田市・高槻市・茨木市・箕面市・摂津市・島本町・豊能町・守口市・枚方市・寝屋川市・大東市・門真市・四条畷市・交野市)に参画しています。
- 事業内容

住居のない生活困窮者で収入や資産が一定水準以下の方に対して、原則3か月に限り、宿泊場所や食事を提供し、安心した生活を営めるよう契約ホテル等を一時的に利用しています。
- 費用負担

ブロックの契約担当市が契約及び支払いを行っています。平成25年度(2013年度)、平成29年度(2017年度)は本市が契約及び支払いを行いました。なお、当該費用は大阪府の「緊急雇用創出事業臨時特例基金」に基づき、全額府補助となっていました。平成27年(2017年)4月に生活困窮者自立支援法が施行されたのに伴って、同法の一時生活支援事業として再編成されたため、現在は国庫補助率2/3の事業となっています。

毎年度ブロックの契約担当市が、ブロック内のホテルや救護施設等と契約締結を結び、全ての市町の支払い事務を行っています。契約担当市は輪番制となっており、各市町の予算合計額を予算計上し、利用実績を基に契約先の宿泊施設に「使用料及び賃借料」として支払いしています。契約担当市以外は、毎年度末に、当該市町における年間利用分を契約担当市に対し「負担金・補助及び交付金」として支払っているものです。